

最低賃金に関する要望

～引上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感ある水準の決定を～

2020年4月16日
日本商工会議所
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会

新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に甚大な影響を及ぼしている。わが国においても広範囲の業種、地域が突然の需要喪失により、かつてない苦境に直面している。また、過去の震災や近年の台風等の自然災害を受けた地域の事業者においては、二重、三重の苦難に陥っている。特に、経営基盤の脆弱な中小企業・小規模事業者では倒産・廃業が日を迫うごとに増加することが懸念されており、政府は累次の緊急対応策において「中小企業・小規模事業者を守る」との方針のもと、資金繰り、雇用の面からの支援策を果敢に実行している。多くの中小企業・小規模事業者はこれらの支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命の努力をしているところである。

一方、最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であるが、政府方針により、明確な根拠が示されていない中で、中小企業・小規模事業者の経営実態を超える3%台の大幅な引上げが4年連続で行われている。特に、今日の経済有事とも言える状況においては、あらゆる政策を総動員し中小企業・小規模事業者の窮状を下支えすることが急務であるが、こうした中であらゆる企業に強制力をもって適用される最低賃金を大幅に引上げることは、中小企業・小規模事業者の窮状に拍車をかけることが強く懸念される。

以上の状況を踏まえ、われわれ中小企業三団体は、今年度の審議にあたり、政府に対して強く要望する。

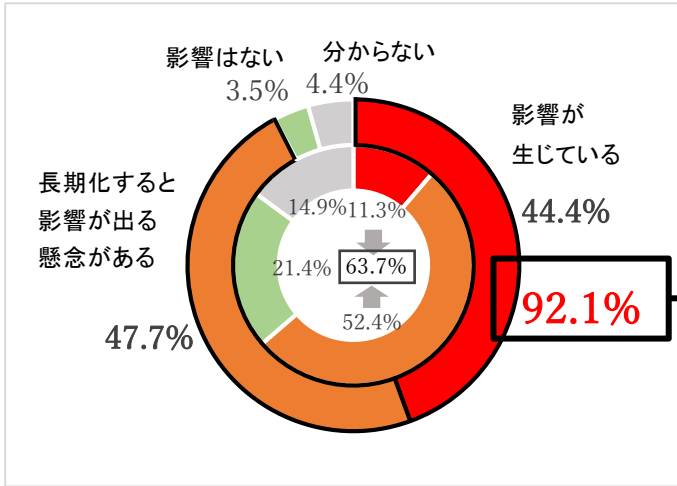
記

- ①昨年6月に新たに設定された「『より早期に』全国加重平均が1,000円になることを目指す」という政府方針は「緩やかな景気回復」を前提としていることから、現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな政府方針を設定すること。
- ②わが国経済が未曾有の危機に直面している中、リーマンショック時の2009年度の引上げ率は1.42%、東日本大震災時の2011年度は0.96%であったことを踏まえ、今年度の審議では、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、現下の危機的な経済情勢を反映し、引上げの凍結も視野に、明確な根拠に基づく、納得感のある水準を決定すること。
- ③余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境を整備すること。

以上

1. 新型コロナウイルスの経営への影響

「影響が生じている」・「長期化すると影響が出る懸念出る懸念がある」企業が対象（複数回答・上位7項目）

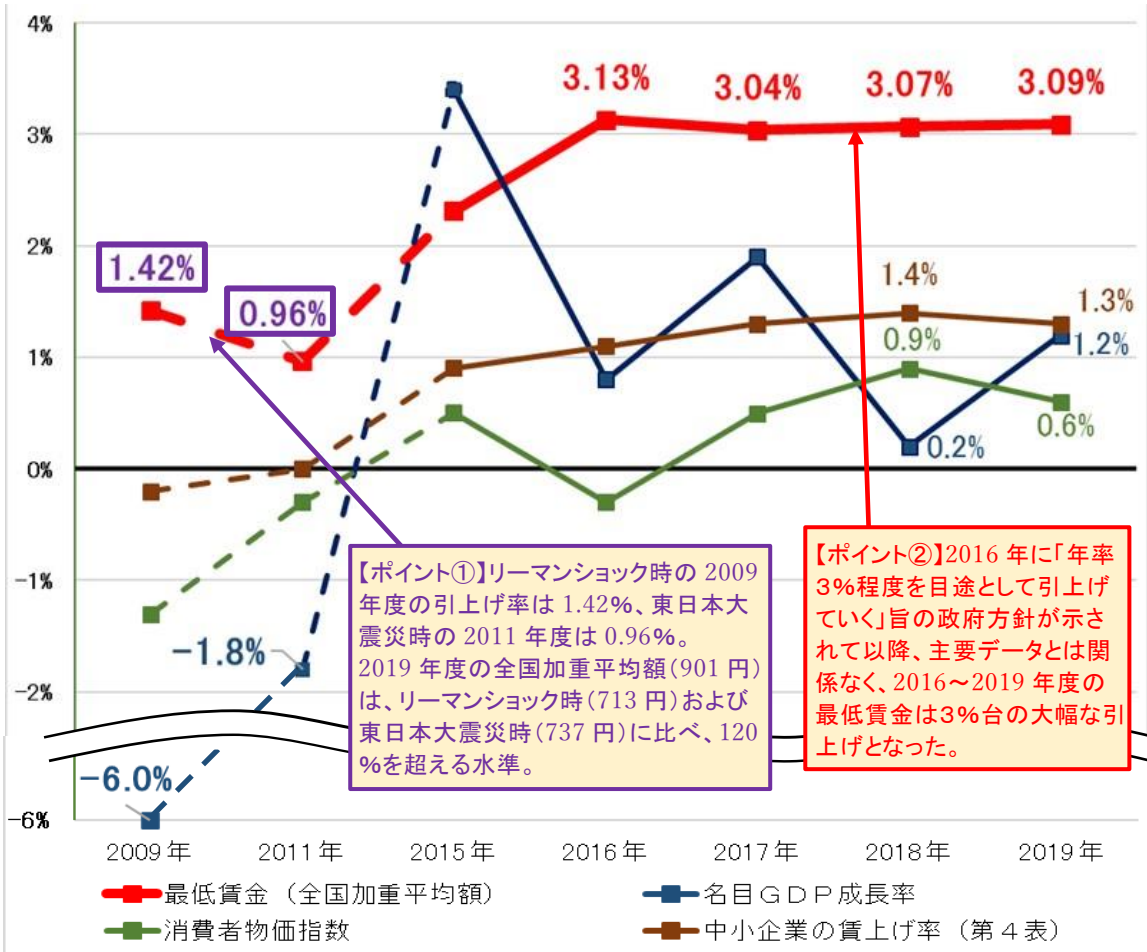


製品・サービスの受注・売上減少、客数減少	72.7%
イベント・商談会等の延期・中止に伴う受注・販売機会の喪失	42.5%
従業員や顧客の感染防止対策等に伴うコスト増	26.1%
サプライチェーンへの打撃による納期遅れ（年度末の納期・工期に間に合わない等含む）	24.8%
資金繰りの悪化	23.1%
為替や株価の変動に伴う消費マインドの悪化	21.4%
小中高校等の一斉休校への対応に伴う影響（従業員の休暇取得による労働力不足、代替要員確保のためのコスト増など）	17.5%

※円グラフの外側が2020年3月調査、内側が2020年2月調査

出展：日商 LOBO 調査（2020年3月）

2. 最低賃金の引上げ率と主要データの増減率



【ポイント①】リーマンショック時の2009年度の引上げ率は1.42%、東日本大震災時の2011年度は0.96%。2019年度の全国加重平均額(901円)は、リーマンショック時(713円)および東日本大震災時(737円)に比べ、120%を超える水準。

【ポイント②】2016年に「年率3%程度を目途として引上げていく」旨の政府方針が示されて以降、主要データとは関係なく、2016～2019年度の最低賃金は3%台の大幅な引上げとなった。

※西暦表記は年または年度

	2009 ※リーマンショック時	2011 ※東日本大震災時	2015	2016	2017	2018	2019
最低賃金(全国加重平均額)	1.42%	0.96%	2.31%	3.13%	3.04%	3.07%	3.09%
名目GDP成長率	-6.0%	-1.8%	3.4%	0.8%	1.9%	0.2%	1.2%
消費者物価指数	-1.3%	-0.3%	0.5%	-0.3%	0.5%	0.9%	0.6%
中小企業の賃上げ率	-0.2%	0.0%	0.9%	1.1%	1.3%	1.4%	1.3%